

第九十五号議案

江戸川区プールの基準に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区プールの基準に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区プールの基準に関する条例（昭和五十年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改め、同条第三項第六号中「見とおす」を「見通す」に改める。

第三条の二第一項中「前条第一項の」の下に「規定によりプールの経営の」という。「」の下に「が当該経営を譲渡し、又は許可経営者」を加え、「又は」を「若しくは」に、「プール営業」を「経営」に、「相続人」を「、当該経営を譲り受けた者又は相続人」に改める。

第五条第一号中「整とん」を「整頓」に改める。
 第九条から第十一条までの規定中「の」を「のいずれか」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第三条の二の規定は、この条例の施行の日前にプールの経営の譲渡があつた場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。

(説明)

プールの経営を譲り受けた者が、許可経営者の地位を承継することができることとするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。